
プロジェクト **グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応**
項目 **第 85 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 85 回税効果会計専門委員会（2023 年 7 月 31 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

グローバル・ミニマム課税に関する当期税金の取扱い**（個別財務諸表における当期税金の表示）**

2. 外国子会社からの配当等の額に係る外国源泉所得税は、当該子会社の利益に関する金額を課税標準とする税金と考えられるため、法人税等に含めて表示していると理解している。外国子会社からの配当等の額に係る外国源泉所得税とグローバル・ミニマム課税は、子会社の利益に関する金額を課税標準とする税金であるという点で同様の性格を有するものであると考えられるため、会計基準間の平仄を合わせるという趣旨で、法人税等に含めて表示することが適切であると考えられる。
3. 上乗せ税額の課税の源泉となる純所得（利益）が生じる企業と、納税義務が生じる企業が相違することとなるが、利益との対応関係の観点から、個別財務諸表において法人税等に含めて表示することについて賛成する。
4. 軽課税国において国内ミニマム課税が導入された後は、軽課税国で課税される場合も想定されるため、グローバル・ミニマム課税は、必ずしも親会社が負担するものではないと理解している。したがって、親会社等の個別財務諸表上の取扱いについては、親会社において税負担が生じた場合などと明記することを検討していただきたい。

（当期税金の計上時期及び見積り）

5. 適用初年度の会計上の見積りについて、企業における見積りが明らかに不合理である場合を除き、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて最善の見積りを行った結果として見積られた金額については、事後的な結果との間に乖離が生じたとしても、「誤謬」にはあたらない旨を結論の背景に記載することが提案されてい

る。当該文言は、新型コロナウイルス感染症が広がった際に、議事概要において示された文言と同様のものと理解しているが、当該文言が会計基準等に記載されることで、他の見積りとの間で精度に差が生じてしまうことや、見積りに関して実務が多様化する可能性があることを懸念している。

6. 上乗せ税額の計算が複雑であるため、当期税金を当事業年度に見積もって計上することは、実務に過大な負担をかけるのではないかと懸念している。
7. 四半期特有の会計処理を採用している企業において、四半期会計期間を含む年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を見積もるにあたっては、グローバル・ミニマム課税の影響を反映しなくてもよいという理解でよいか確認させていただきたい。
8. 上乗せ税額について、適用初年度の後の各年度においても、年度財務諸表には計上するものの、四半期財務諸表においては計上しないという取扱いとすると、実務が円滑になると考えられる。
9. 財務諸表の作成者の負担はあると思われるが、最善の見積りを行った結果として見積もられた金額が財務諸表に計上されることで、財務諸表利用者にとって有用な情報が提供されることとなるため賛成する。

(その他)

10. グローバル・ミニマム課税に関する未払法人税等の貸借対照表における表示の取扱いを検討していただきたい。
11. 現行の外国子会社合算税制においては、親会社と子会社の決算日が統一されている場合には、子会社の利益に基づく所得が翌期の親会社の所得に合算されることとなるが、当該制度についても税金費用と利益の関係性の観点から、どのように会計処理を行うのか整理していただきたい。

以 上